公益社団法人土木学会が支援する○○市モデル事業に関する協定書

公益社団法人土木学会(以下「甲」という。)と○○市(以下「乙」という。) は、アセットマネジメントシステムの確立を目指して○○市が提案した、持続可能なアセットマネジメントシステムの体制構築を推進するためのモデル事業(以下「モデル事業」という。)に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、モデル事業に関して、甲乙が円滑に協議を進め、甲乙の役割、費用負担を定めることを目的とする。

(期間)

第2条 本協定の契約期間は契約締結日から年度末までとするが、期間の延長が 生じた時は、甲乙協議の上、決めることとする。

(モデル事業の推進体制)

第3条 モデル事業の推進体制は、別紙体制図のとおりとする。

(役割)

第4条 甲は、乙が抱える解決すべき課題を明確にし、モデル事業の実施を推進 するために、専門的知見の提供等を行うものとする。乙は、それを受け、モデ ル事業の実施を行うものとする。

(費用負担)

第5条 モデル事業の検討に係る費用は、全額甲の負担とする。モデル事業の実施に係る費用は全額乙の負担とする。

(資料提供)

第6条 乙は、業務を進める上で、甲が必要とする資料については提供をすることとする。

(モデル事業の成果等の取り扱い)

第7条 モデル事業の成果等(以下「成果等」という。)は、甲乙が共有するとともに、原則公開し、他の地方公共団体が参考となる情報を提供することとする。 なお、成果等を公表するときは、甲乙協議し、部分的に非公開とすることができるものとする。 (疑義等の決定)

第8条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内 公益社団法人 土木学会 会長 廣 瀬 典 昭

Z

モデル事業の推進体制 (例)

